

内閣府迎賓館 任期付職員の募集について

内閣府迎賓館では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下、「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用内容

官 職：内閣府事務官（迎賓館総務課）（課長補佐級又は係長級）

※職位は採用者の経歴を勘案し決定

配 置 先：迎賓館総務課

募集人員：1名

採用期間：令和8年4月1日（予定）～令和10年3月31日（予定）

2. 職務内容

赤坂迎賓館の建物及び庭園の管理に関する専門的事項に係る調査及び研究並びに宮櫛工事の設計及び施工の監督に関すること

3. 応募要件

以下（1）（2）のいずれにも該当する方

（1）大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

（2）近代建築史学、文化財建造物保全に関する分野の専門的知識を有し、原則として5年以上の業務に関連する実務経験を有する者

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

（1）日本国籍を有しない者

（2）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

（3）平成11年改正前の民法規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 応募要領

(1) 提出書類

- ア. 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）
- イ. 志望理由（A4横書き、1000字程度）
- ウ. 業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記載したもの、A4横書き。上記3.(2)の応募要件に該当する業務については、特に詳細に記載すること。）
- エ. 上記3.(1)の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証書、認定証等。学歴証明は最終学歴のもので差支えない。）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、朱書きで「**任期付職員応募書類在中**」と記載のこと）

(3) 書類送付先及び問合せ先

〒107-0051 東京都港区元赤坂2-1-1
内閣府迎賓館総務課 担当：藤原、大橋
TEL. 03-3478-1161（直通）

(4) 応募締切

令和8年2月4日（水）必着

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切とさせていただきます。

(5) 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、2次選考(面接)を行うこととなった方には、2次選考の日時場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

6. 勤務条件

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として午前9時30分～午後6時15分

（正午から午後1時までの60分間は休憩時間。必要に応じ超過勤務あり。）（原則として、週休日は土日祝となる。）

勤務地：東京都港区元赤坂2-1-1 内閣府迎賓館



<交通アクセス> JR、地下鉄丸ノ内線、南北線 四ツ谷駅徒歩 7 分

7. 給与等

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

8. その他

- ・応募の秘密については厳守いたします。
- ・最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- ・採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。